

# 野焼き 環境にやさしい住よいまちづくりにご協力ください。 は法律で禁止されています！

野外でごみを燃やすことは、法律で禁止されている行為です。煙や悪臭、灰の飛散など、周辺の住民の方々に大変迷惑になります。



上記のイラストは全て野焼きに該当します。

法律に決められた基準を満たしている焼却施設を使わずに、ごみなどを燃やす行為はすべて「野焼き」です。庭木の枝葉や雑草も例外ではありません。

例え焼却炉を使っている場合でも、法律で定められた基準を満たしていなければ、違法な「野焼き」とみなされます。

罰則：懲役5年以下又は1,000万以下の罰金又はその併科

## みんなの迷惑になってませんか？



確かに、農業を営むための稲わらの焼却など、野焼きが認められる例外はいくつかあります。でも、だからといって、ご近所の皆さんが煙で困っても、それは当然というのはどうでしょう？

外に洗濯物を干している人もおられますし、のどが弱くて煙が苦痛になるお子さんもおられます。

やむを得ず燃やすときは、風の向きや強さ、時間帯に気をつける、よく乾燥して燃やすなど、できるだけ煙が出ないように、近所のお家へ届かないように、十分なお心配りをお願いします。

例外的に認められている野焼き（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条より）

○農業・林業・漁業を営むためにやむを得ず行う焼却（例：農業の稲わらの焼却）

○風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却（例：火祭り、どんど焼き など）

○焚き火その他日常生活を営む上で通常おこなわれる焼却（例：焚き火、キャンプファイヤー など）

 東近江市

環境政策課

電話

0748 (24) 5633

廃棄物対策課

0748 (24) 5636